

地方分権改革の推進について

＜提案・要望先＞ 内閣府，総務省

＜提案・要望内容＞

真の分権型社会を構築していくためには、国は外交・防衛など国家としての存立に関するものや、基幹的なインフラ整備，最先端の研究開発，さらには食料や医療など，国家戦略が必要な役割に専念し，その他の内政に関しては，広く地方が担うことを基本とすべきであります。その際，地方公共団体が権限と責任を大幅に拡大することにより，住民に身近なところで政策や税金の使途の決定を行い，住民の意向を反映した行政運営を可能とするような行財政制度を構築する必要があります。

政府は，地方分権改革推進委員会の勧告に基づき，国と地方の協議の場に関する法律や累次にわたる一括法を成立させるとともに，「提案募集方式」を導入するなど地方分権改革を進めております。

しかしながら，これまでの政府の取組は，国と地方の役割分担を明確にし，地方の自主性・自立性を高めるという地方分権改革の見地からすれば，未だ不十分であると言わざるを得ません。今後，さらなる改革の実現に向け，強いリーダーシップのもと，迅速かつ全力を挙げて取り組むべきであります。

我が国の景気は緩やかな回復基調にあるものの，住民生活を守り，地域の活性化を担う地方財政は，臨時財政対策債の累増や社会保障関係費等が増加する中であって，消費税及び地方消費税の引上げが再延期されるなど依然として厳しい状況にあることから，持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠であります。

つきましては，真の分権型社会の構築に向け，下記事項についてその実現を強く要望いたします。

記

- 1 事務・権限の移譲については，これまで地方が強く求めてきたハローワークや農地転用などに係る事務・権限の移譲に更に積極的に取り組むとともに，税財源を一体的に移譲し，新たに担う役割に見合う財源を確保できるようにすること。

義務付け・枠付けの見直しについては，地方の裁量を許さない「従うべき基準」について，廃止または「参酌すべき基準」へ移行するとともに，今後の見直しに当たっても，新たな「従うべき基準」の設定は原則行わないこと。

「提案募集方式」については，所管府省と十分に調整を行い，提案をできる限り実現すること。

- 2 地方交付税については，本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮され，地方公共団体が安定的な行政サービスを提供できるよう総額の確保を図るとともに，地方固有の財源であることを明確にし，国による義務付けや政策誘導は排除すること。

また、引き続き増加する社会保障関係費や地域の活性化の取組など、地方の行政需要を的確に把握し、今後の地方財政計画に計上するとともに、持続可能な交付税制度の確立を図るため、地方財源不足の解消は、更なる地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応することとし、臨時財政対策債は廃止すること。

臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累積していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

なお、廃止までの間、臨時財政対策債発行可能額の算定においては、過度な傾斜配分にならないようにすること。

さらに、平成 29 年度地方財政対策では、歳出特別枠について実質的に前年度水準が確保されたが、地方歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べ減少しており、高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や人口減少・少子化への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、引き続き、実質的に同水準の歳出特別枠を確保し、地方歳出の一方向的な削減は行わないこと。また、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組（トップランナー方式）の対象業務が段階的に拡大されているが、地方の財政力や行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことを十分留意するとともに、地方交付税の性格及び機能を踏まえ、国による政策誘導とならないようにすること。

- 3 消費税及び地方消費税の引上げが再延期されたことから、引上げまでの間、地方が社会保障の充実に向け取り組むための必要な財源は国が確実に措置すること。また、今後増大する社会保障関係費の安定的な財源を確保し、社会保障全体を持続可能なものとするため、10%への引上げの際には、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。なお、軽減税率制度を導入する際には、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に確保すること。また、社会保障制度改革の推進に当たっては、「国と地方の協議の場」などにおいて地方と真摯な議論を行い、地方の意見を十分に反映させること。

併せて、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

- 4 平成 29 年度与党税制改正大綱において、森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得るとされたところであるが、検討に当たっては、地方の意見を取り入れながら、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分に整理するとともに、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係を調整した上で、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

5 地方消費税の清算基準については、平成 29 年度与党税制改正大綱において、平成 30 年度税制改正に向けて抜本的な方策を検討し結論を得るとされたところだが、社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯に鑑み、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとするとともに、商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高めること。

6 平成 28 年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えないよう地方税財源を確保すること。

なお、今後、法人税改革を継続する中で、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行うこととされたが、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小法人への負担に配慮し慎重に検討すること。

7 法人事業税の分割基準の見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、製造業において、事業活動の大きさを反映する指標として物的要素である有形固定資産等（土地を除く）をベースにしたものを導入するなど、より客観性のある指標とすることを基本とすること。

また、太陽光発電施設について、建設時や発電時において立地する都道府県から行政サービスを受けているものであるから、本県内に人員を有する事務所等を置いていない場合においても分割基準の適用対象に加えること。

8 償却資産に係る固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し、税負担を求めるものであり、市町村が必要な行政サービスを行うため、安定的に確保すべき重要な財源であることから、現行制度を引き続き堅持すること。

なお、平成 28 年度税制改正において創設され、平成 29 年度税制改正において拡充された固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期間の延長及び更なる対象設備の拡充は断じて行わないこと。

9 ゴルフ場利用税については、平成 29 年度与党税制改正大綱において今後長期的に検討することとされたが、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の 7 割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっても貴重な財源となっていることを踏まえ、現行制度を堅持すること。

10 現行の自動車税は、本県税収の約13%を占め、経済情勢に左右されにくい安定的で貴重な財源である。平成29年度与党税制改正大綱において、平成31年度税制改正までに、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずるとされたが、自動車税の見直しは、地方財政への影響が極めて大きく、安定的な代替財源を確保することなく都道府県にとって貴重な自主財源を見直すことは容認できない。地方の自主財源の確保に十分配慮し、現行の自動車税を堅持すること。

また、自動車取得税の廃止に伴い地方公共団体に減収が生じることのないよう、その廃止と同時に、国の責任において環境性能割で確保できない減収分について地方財政計画において確実に措置するなど安定的な代替財源を確実に確保すること。

11 国庫補助負担金改革は、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、本格的な税源移譲に向けた議論を後退させないこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続きの簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、事業の着実な実施のために必要な予算の確保を行うこと。

12 直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課すものであり、地方分権の観点から極めて不合理な制度であることから、地方分権改革推進委員会の「国直轄事業負担金に関する意見」（平成21年4月24日）等を踏まえ、具体的な検討を早急に進め、制度の廃止時期を明確にするとともに、廃止に向けた取組を確実に進めること。

なお、直轄事業負担金の廃止に際しては、必要な社会資本の整備に遅れが生じることのないようにすること。